

知財紛争処理システムの見直しに係る意見(概要)

2018年11月15日
日本商工会議所
東京商工会議所

基本的認識

①人口減少下のわが国において、企業が成長する力を強化するためには、技術等を生み出し、ビジネスの拡大に結び付ける取り組みが重要。特に、法人数の99%を占める中小企業の事業環境整備がわが国の持続的な成長に不可欠

②様々なビジネス形態の中で、自らの成長とともに、日本経済全体の発展に貢献している中小企業の持つ技術が知財権として取得・保護され、知財の創造・活用を後押しすることは、わが国の産業競争力や国際競争力を高めることにつながる

③しかし、現行の知財紛争処理システムの下では、中小企業は特許等の知財侵害を受けた場合に、ビジネスをしっかりと守ることができていない。中小企業はせつかく技術を開発しても、知財権を取得・活用する意欲を大きく削がれている

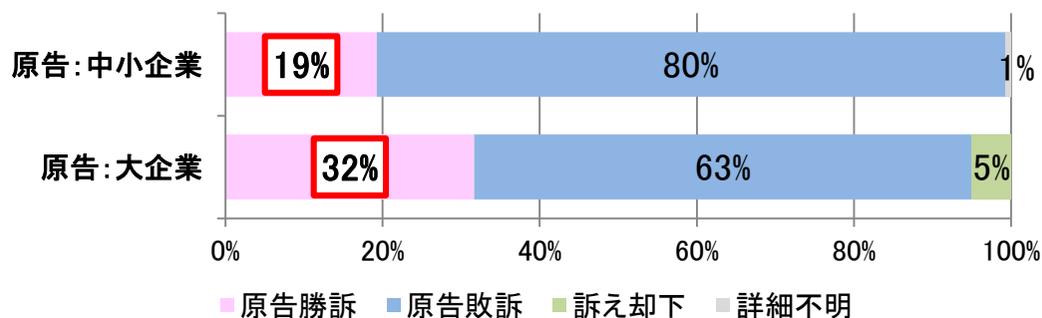
④このような課題に対して、企業の創意工夫の成果である知財の価値が十分に評価されるための方策の一つとして、予見可能性が高く、国際的に調和の取れた知財紛争処理システムの再構築が必要である

意見内容

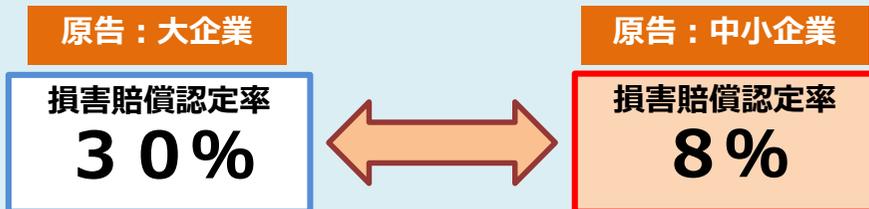
1. 損害賠償制度の見直し

特許法第102条各項に基づく算定方法の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を講じるべき
特に、同法第102条第3項の特許実施料相当額については、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るよう法定するとともに、増額につながる考慮要素を明確にすべき。加えて、悪質な侵害行為を防止するための制度等についても検討し、早急に対応すべき

➤ 知財訴訟では、中小企業の勝訴率は大企業より低い※1



➤ 中小企業は、大企業に比べ判決における損害賠償額の認定率が低い※1



2. 証拠収集手続の強化

訴訟提起前の証拠収集手続に関与できる現行の制度を、中小企業が容易に活用できるようにする必要がある。加えて、ドイツの「査察制度」※2を参考とした証拠収集制度の導入を検討すべき

※2: 立証に必要とされる証拠が一般市場で入手できない場合に、裁判所が選任した中立的な第三者専門家が被疑侵害者に対して、査察(工場等への立ち入り調査等)を行う制度

3. 訴訟に係る弁護士費用の負担配分

弁護士費用について、敗訴侵害者の負担となるよう民法第709条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべき

4. 中小企業に対する裁判費用の支援

弁護士等の費用負担を補償する保険制度や補助金の創設などを検討すべき。保険制度については、現行の海外知財訴訟費用保険制度を拡充するとともに、中小企業に対して保険料の補助を行うべき

5. 権利の安定性

裁判において特許等の有効性が否定されないことがないように、特許庁の審査体制や能力を一層強化し、確実な審査を行うべき